

熊本市新事業挑戦クラウドファンディング活用補助金交付要綱

制定 令和 4年 6月 10日 市長決裁

改正 令和 5年 4月 1日 起業・新産業支援課長決裁

令和 5年 10月 1日 起業・新産業支援課長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市におけるスタートアップ等の成長の促進や新たな産業の創出を図るため、創業又は新規事業へ挑戦する際の資金調達や商品・サービスのマーケティングを行う者に対し、熊本市新事業挑戦クラウドファンディング活用補助金（以下「補助金」という。）を交付するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号及び同条第5項に規定される要件に該当する会社又は個人をいう。
- (2) 会社 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に規定される株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社をいう。
- (3) 創業 所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業の届出を行い新たに事業を開始する場合、又は新たに法人の設立登記を行い事業を開始する場合をいう。
- (4) 大企業 第1号以外の会社をいう。
- (5) みなし大企業 次に掲げるもののいずれかに該当する中小企業者等をいう。
 - ア 一つの大企業が発行済株式の総数又は出資総額の2分の1以上を単独で所有又は出資している場合
 - イ 複数の大企業が発行済株式の総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している場合
 - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の半数以上を占めている場合
- (6) クラウドファンディング インターネットを介して不特定多数の人々から資金調達する仕組みをいう。
- (7) クラウドファンディング運営事業者 クラウドファンディングサイトの運営事業者をいう。
- (8) プロジェクト クラウドファンディングにより調達する資金で実施する事業をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす中小企業者等とする。

- (1) 次に掲げるいずれかに該当する者であること。
 - ア 法人及び個人事業者にあつては、本市内に事業所を置き、かつ事業を営む者
 - イ 創業予定者にあつては、申込年度中に本市内に事業所を置き、かつ事業を営む予定である者
- (2) 市税を滞納していない者
- (3) 熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号までの規定に該当しない者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象外とする。

- (1) 別表第1の事業に該当する事業を行う場合
 - (2) 法人にあつては、みなし大企業である場合
 - (3) その他市長が適当でないと認める場合
- (補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象者がクラウドファンディングを用いて新商品又は新サービスの企画、開発若しくは研究又は販路開拓を行う事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する経費であつて、次の各号に掲げるものとする。

- (1) クラウドファンディング運営事業者に支払う手数料
- (2) プロジェクトを掲載するページを作成するための費用
- (3) プロジェクトの広報活動にかかる費用
- (4) その他市長が特に必要と認めるもの

2 当該補助金の申込みに係る同一の計画に対し、他の機関又は制度において補助を受けた経費又は交付が確定している経費は補助対象外とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、1件につき30万円を上限額とする。

2 前項の規定により補助金の額を算定する場合において、その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助事業の実施期間)

第7条 補助事業の実施期間は、補助金の交付決定日から同日の属する年度の2月末日までとし、実施期間終了までに、補助対象経費の支払を完了しなければならない。ただし、特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(交付の制限)

第8条 この要綱に基づく補助金の交付は、1事業者につき、一の年度に1回を限度とする。

(交付の申込み)

第9条 補助金の交付の申込みをしようとする者（以下「申込者」という。）は、熊本市新事業挑戦クラウドファンディング活用補助金交付申込書（様式第1号）（以下「交付申込書」という。）に、別表第2に定める書類を添付して、別に定める日までに市長に提出しなければならないこととする。

(交付の決定)

第10条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申込みがあつた場合は、速やかにその内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、熊本市新事業挑戦クラウドファンディング活用補助金交付決定通知書（様式第4号）により、補助金を交付しない決定をしたときは、熊本市新事業挑戦クラウドファンディング活用補助金不交付決定通知書（様式第5号）により、当該申込者へ通知するものとする。

2 補助金の交付の決定は、交付申込書を先着順に審査して行うものとする。

(交付の条件)

第11条 市長は、前条の規定による交付の決定をする場合は、次の各号に掲げる条件を付すこととする。

- (1) 交付申込書に記載した事項を変更しようとするとき（軽微な変更をしようとするときを除く。）は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が完了したときは、その日から30日を経過する日又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに、市長に対し所定の実績報告を行うこと。
- (5) 補助金の額の確定のために現地調査、書類確認、質問等が必要な場合は、市の求めに応じこれに協力すること。
- (6) 補助金の支払の請求は、その額の確定の通知を受けた日から起算して10日を経過する日までに所定の請求書により行うこと。
- (7) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理するとともに、これらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管すること。
- (8) 補助金を他の用途に使用しないこと。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、法令その他市長が必要があると認める事項を遵守すること。

（申込みの取下げ）

第12条 申込者が補助金の交付申込みの取下げを行う場合は、熊本市新事業挑戦クラウドファンディング活用補助金取下届（様式第6号）を市長に提出しなければならないこととする。

2 前項の規定による申込みの取下げがあったときは、当該申込みは無効とする。

（補助事業の変更又は中止の手続）

第13条 第10条の規定による交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が補助事業を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ、熊本市新事業挑戦クラウドファンディング活用補助金変更・中止承認申込書（様式第7号）に、別表第3に定める書類を添付して市長に提出するとともに、その承認を受けなければならないこととする。

2 市長は、前項の規定による変更又は中止の承認の申入れがあった場合は、その内容を審査し、これを承認することとしたときは、熊本市新事業挑戦クラウドファンディング活用補助金変更・中止承認通知書（様式第8号）により当該補助事業者に通知することとする。この場合において、承認に当たり必要と認めるときは、当該通知に際し、条件を付するものとする。

3 市長は、変更内容を審査し、これを承認しないときは、熊本市新事業挑戦クラウドファンディング活用補助金変更・中止不承認通知書（様式第9号）により、当該補助事業者へ通知するものとする。

4 補助事業の変更により補助対象経費が増額となった場合は、当初の交付決定額を上限として補助金を交付することとする。

（実績報告）

第14条 補助事業者は、交付の決定を受けた補助事業が完了したとき（補助事業の中止の承認を受けた場合を含む。）は、その日から30日を経過する日又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに、熊本市新事業挑戦クラウドファンディング活用補助金実績報告書（様式第10号）に別表第4に

定める書類を添付して、市長に提出しなければならないこととする。

(補助金の額の確定)

第15条 市長は、前条の規定による実績報告書等の提出があったときは、報告された補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかにつき審査するとともに、必要に応じて現地調査、書類確認、質問等を行い、これらに適合すると認めたときは、別表第5に定めるところにより、交付すべき補助金の額を確定し、熊本市新事業挑戦クラウドファンディング活用補助金交付額確定通知書(様式第12号)により補助事業者に通知することとする。

(補助金の請求)

第16条 前条の規定による交付確定通知を受けた者は、当該通知を受けた日から起算して10日を経過する日までに、熊本市新事業挑戦クラウドファンディング活用補助金交付請求書(様式第13号)を市長に提出しなければならないこととする。

(決定の取消し)

第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該補助事業者に係る交付の決定の全部又は一部を取り消すことができることとする。

- (1) 第11条に規定する交付の条件に違反した場合
- (2) 第13条第2項に規定する承認の条件に違反した場合
- (3) 補助事業者としての要件を満たさないことが判明した場合
- (4) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けた場合

2 前項の規定に基づき、交付の決定を取り消す場合は、熊本市新事業挑戦クラウドファンディング活用補助金交付決定取消及び返還請求通知書(様式第14号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第18条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、これを返還させるものとする。

2 市長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、これを返還させるものとする。

(違約加算金)

第19条 補助事業者は、第17条の規定による取消しを受け、補助金の返還を請求されたときは、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額)につき熊本市補助金等交付規則第14条第1項に定める率を乗じて計算した違約加算金を市に納付しなければならないこととする。

2 前項の違約加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求された補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求された補助金の額に充てられたものとする。

(他の補助金等の一時停止等)

第20条 市長は、補助事業者が補助金の返還を請求され、当該補助金又は違約加算金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができることとする。

(雑則)

第21条 補助金の交付は、予算の範囲内で行うこととする。

2 熊本市補助金交付規則（昭和43年規則第44号）第11号第2項及び第3項の規定はこの補助金の交付について適用しない。

3 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年6月10日から施行する。

（熊本市クラウドファンディング活用支援補助金交付要綱の廃止）

2 熊本市クラウドファンディング活用支援補助金交付要綱（令和2年6月30日市長決裁）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

別表第1（第3条第2項第1号）補助対象外とする事業

(1) 以下のサービス業
ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年、法律第122号）第2条第6～第10項に該当する全業種
イ 宗教
ウ 政治・経済・文化団体
(2) 公序良俗に問題のある事業
(3) その他市長が適当でないとする事業

別表第2（第9条関係）交付申込書（様式第1号）に添付する書類

共通	(1) 事業計画書（様式第2号） (2) 誓約書兼同意書（様式第3号） (3) 補助対象経費に係る見積書等の書類 (4) クラウドファンディングを利用することが分かる書類 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
法人	登記事項証明書（申込日前3月以内に発行されたものに限る。）の写し
個人事業者	個人事業の開業・廃業等届出書の写し

別表第3（第13条関係）変更・中止承認申込書（様式第7号）に添付する書類

共通	(1) 事業の変更・中止（廃止）に伴う関係書類 (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
----	--

別表第4（第14条関係）実績報告書（様式第10号）に添付する書類

共通	(1) 事業実績報告書（様式第11号） (2) 補助対象経費の支払済額を証明する領収書等の書類 (3) クラウドファンディング運営事業者が運営するウェブサイトの当該プロジェクト掲載ページを印刷したもの (4) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
創業予定者	登記事項証明書（申込日前3月以内に発行されたものに限る。）の写し又は個人事業の開業・廃業等届出書の写し

別表第5（第15条関係）補助金交付確定額の基準

補助金の額の確定	次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。 (1) 補助対象事業の実施に要した補助対象経費の実績額に基づく補助金の額 (2) 補助金交付決定額
----------	--